

太陽光発電設備設置の購入者が選べる 税制優遇策のご案内



(株)グッドエネジー

www.genergy.jp

2011年

太陽光発電設備導入時の減価償却

1

初年度償却率：取得原価の[A]14.7%、[B](14.7+30)%、[C]100%の3つから選択可能

A 14.7%を選択した場合

- ・発電設備に適用される17年の普通定率償却率＝14.7%で減価償却費を計上。

B (14.7+30)%を選択した場合

- ・上記 **A** 普通償却費に加え、初年度30%(合計44.7%)の特別減価償却を計上可能。
- ・2年目の始めの簿価額は取得原価の $(100 - 44.7) = 55.3\%$ となる。

C 100%を選択した場合

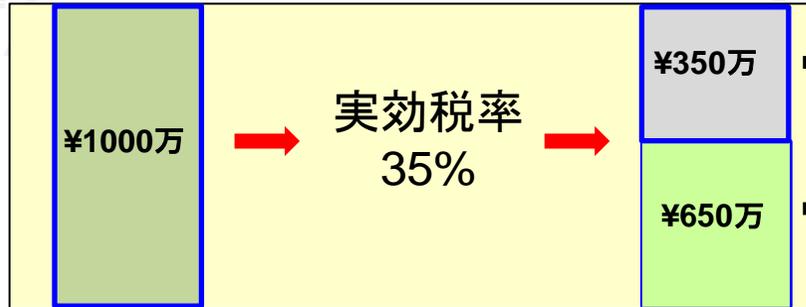
- ・初年度、取得原価を全額償却することも可能。
- ・但し、この100%償却は来年3月31日までに取得した太陽光発電資産にのみ適用。
- ・来年、4月1日以降は **A** または **B** の選択となる。

太陽光発電設備導入時の節税額の計算方法

Case A: 初年度**100%**償却の場合

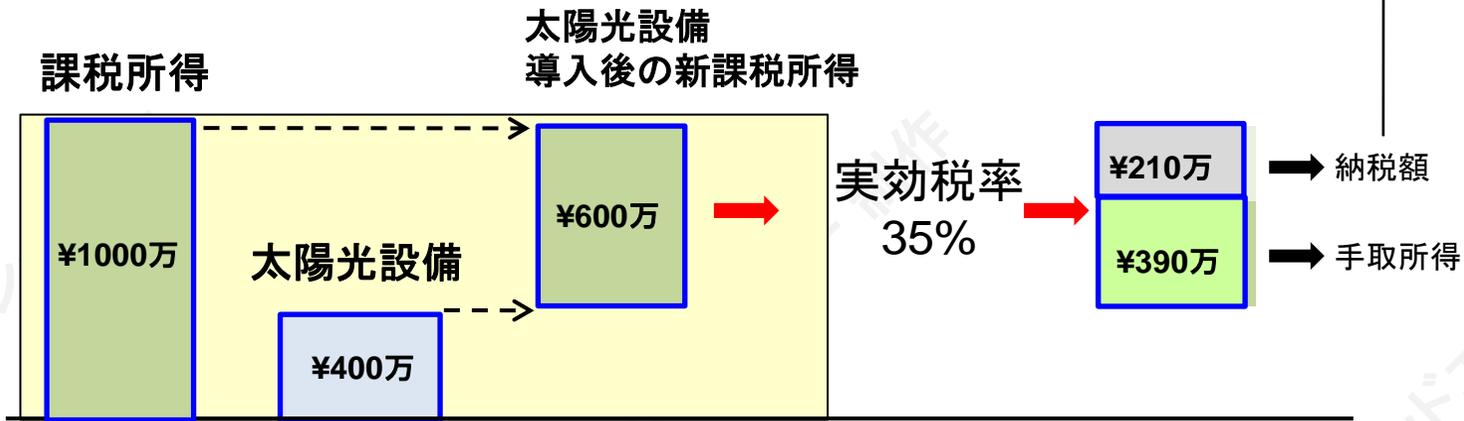
課税所得

Before



課税所得

After



導入初年度に100%費用計上

節税額の簡単な計算法

導入太陽光設備 ¥400万 × 税率35% = **¥140万**



環境のための収益
グッドエネジー